

平成30年8月診療分から、70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは…ひと月に支払う医療費が高額となり、家計に対する負担が過重なものとならないように、決められた自己負担限度額を超えた場合に、その上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

自己負担限度額は、ご加入の世帯の所得に応じて設定されます。

平成30年7月まで

平成30年8月から

現役並み	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
	課税所得 145万以上の人	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	Ⅲ(課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	Ⅱ(課税所得 380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <多数回93,100円>
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <多数回44,400円>	Ⅰ(課税所得 145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	Ⅰ(課税所得 145万円未満)	18,000円 (年間上限 14.4万円)
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

平成30年4月診療分から、入院した際の食事代の負担額が変わりました

一食当たりの食事代(標準負担額)

負担区分		平成30年3月まで	平成30年4月から
一般、3割負担の人		360円	460円
区分Ⅱ	90日までの入院	210円	210円
	過去1年で90日を超える入院	160円	160円
区分Ⅰ		100円	100円

※区分Ⅰ・Ⅱは高額療養費適用区分Ⅰ・Ⅱに対応しており、医療機関で認定を受けるためには、「限度額適用・標準負担額認定証」が必要となります。

小学校5・6年生 中学校1・2年生の みなさんへ

『かわら塾』に集まれ!

小学校5・6年生	中学校1・2年生
開講期間 8月1日~10日 (4~7日除く) 8月22日~24日	8月1日~10日 (4~7日除く)
学習時間 13時~15時	15時15分~ 17時15分 ※14時~15時 自主学习できます
学習内容 算数、国語	数学、英語

■場所 香春町町民センター
 ■講師 町内の学習塾の講師
 ■定員 各学年20人(定員を超えた場合は抽選をします)
 ■教材費 1,000円
 ■申込期間 ~6月22日(金)
 ※詳しくは、担任の先生を通じて案内します。
 ※探銅所小学校と中津原小学校へ送迎バスを出します。(希望者のみ)

☎ 教育課 教務係 ☎ 32-8409

小学校5・6年生および中学校1・2年生を対象に基礎基本を着実に身に付け、これからの学習に生かしてもらうために夏休み中、春休み中に「かわら塾」を開講します。
 学んだことを『着実に身に付けたい、わからないところがわかるようになりたい』と思っている人は、「かわら塾」で学んでみませんか?

9年間 ~義務教育学校への取り組み~ No.14

義務教育学校になるとどうなるの? ⑦

Q 義務教育学校になると、それまで行われていた、運動会と体育会はどうなるの?

A 今までどおり、前期課程(1~6年生)の運動会を秋に、後期課程(7~9年生)の体育会を春に開催する予定にしています。

Q 児童会と生徒会はどうなるの?

A 今までどおり、前期課程(1~6年生)は児童会を、後期課程(7~9年生)は生徒会を設置する予定にしています。

いずれも学習指導要領に基づき、前期課程6年生および後期課程9年生のリーダーシップ・自主性をそれぞれ確保する観点などから検討されているものです。

☎ 教育課 学校再編準備室 ☎ 32-8409